

[事案 2023-185] 損害賠償等請求

・令和6年8月16日 裁定打切り

※本事案の申立人は、本契約の契約者の配偶者（相続人）である。

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為を理由に、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の配偶者が、令和4年8月から同年9月まで、左上葉肺がん再発により入院したため、令和2年1月に契約した終身医療保険（被保険者・契約者ともに配偶者）にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金等が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、損害賠償および告知義務違反解除の無効確認を求める。

- (1) 募集人から、他社契約からの見直しを勧められ、本契約に加入の際には他社契約をその場で電話で解約させられた。他社契約の書類はシュレッダーにかけられた。
- (2) 募集人に健康状態を伝えていたにもかかわらず、保障を受けられない契約を無理に勧められ、他社契約による保障を受けられなくなった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が不法行為にあたるような募集をした証拠はない。
- (2) 募集人は、告知妨害、不告知教唆にあたるような行為をしておらず、告知義務違反解除は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯ならびに告知の際の事情等を確認するため、申立人、申立人の義理の妹および申立人の姪に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する事実を明らかにするためには、申立人配偶者および募集人に対して直接事実関係を確認することが必要となるが、配偶者は亡くなっており、募集人も退職により事情聴取ができない現状では、事実の解明が不可能であることから、裁定手続を打ち切ることとした。